

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（様式）記載例

本記載例は、郵送・メールで飛行許可・承認申請を行う場合の様式に基づく記載例となります。
なお、飛行申請につきましては、原則、「ドローン情報基盤システム2.0<通称：DIPS2.0>」での申請をお願いしております。

手続きが簡素化されたDIPSを利用してオンライン上での手続きへのご協力をお願いいたします。

以下は、あくまでも記載例ですので、申請者様が飛行の内容に応じて個別に精査していただき、必要な資料を作成した上で提出してください。

また、書面申請の場合は、以下の連絡先にメールにてご提出下さい。

【申請書の提出先】

無人航空機の飛行許可・承認申請に係る国土交通省、地方航空局及び空港事務所の連絡先等一覧

☞<https://www.mlit.go.jp/common/001110211.pdf>

様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリーII飛行）

申請先

東京航空局長又は大阪航空局長のいずれかを記載してください。

※空港事務所あての申請の場合は、東京空港事務所長又は関西空港事務所長のいずれかを記載してください。

飛行の目的

飛行の目的が「趣味」「研究開発」の場合は、飛行の経路の特定が必要です。

POINT

飛行の経路を特定する必要がある場合

- 空港等周辺における飛行
- 地表または水面から150m以上の高さの空域における飛行
- 人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
- 夜間ににおける目視外飛行
- 補助者を配置しない目視外飛行
- 趣味目的での飛行
- 研究開発目的での飛行

飛行の経路

経路特定の申請の場合、飛行させる場所を正確に省略せずに記載してください。住所を調べた結果、番地がないようでしたら最後は「無番地」と記載してください。

複数箇所ある場合は、全て記載ください。
例1：○○県●●市△△町▲番□号
例2：○○県●●市△△町□丁目無番地

飛行の高度

地表等からの最大高度を記載してください。

POINT

・地表等からの高度

150mまでの高さで飛行する場合「150m未満」と記載するか、150m未満の具体的な高度を記載ください。

・海拔高度

東京航空局長又は大阪航空局長あて申請の場合は記載は不要です。

※空港事務所あての申請の場合のみ記載してください。

(様式1)

令和〇年〇月〇日

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリーII飛行）

新規 更新^{※1} 変更^{※2}

○○航空局長 殿

氏名又は名称 株式会社○○

法人の場合は代表者の氏名 代表取締役 航空 太郎

住所 東京都○○区○-○-○

(連絡先) TEL:03-*****-****

Mail:*****@***.**.**

航空法（昭和27年法律第231号）第132条の85第2項及び第4項第2号の規定による許可及び同法第132条の86第3項及び第5項第2号の規定による承認を受けたので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	<input checked="" type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 空撮 <input type="checkbox"/> 報道取材 <input type="checkbox"/> 警備 <input type="checkbox"/> 農林水産業 <input type="checkbox"/> 測量 <input type="checkbox"/> 環境調査 <input type="checkbox"/> 設備メンテナンス <input type="checkbox"/> インフラ点検・保守 <input type="checkbox"/> 資材管理 <input type="checkbox"/> 輸送・宅配 <input type="checkbox"/> 自然観測 <input type="checkbox"/> 事故・灾害対応等			
	<input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 研究開発 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
立入管理措置	<input checked="" type="checkbox"/> 補助者の配置 <input checked="" type="checkbox"/> 立入管理区画の設定 <input type="checkbox"/> 立入禁止区画の設定 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
飛行の日時 ^{※3}	許可・承認を受けた日から令和〇年〇月〇日			
飛行の経路 ^{※4} (飛行の場所)	○○県○○市○○町○丁目○番 (詳細は別添資料1のとおり)			
飛行の高度	地表等からの高度	150m未満	海拔高度	- m
申請事項及び 飛行禁止 空域の飛行 (第132条 の85関 係)	<input type="checkbox"/> 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域（空港等名称 ） <input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の			

申請日

申請書類を作成した日付を記載してください。

申請種別

本記載例様式1の最後尾に記載されている※1及び※2の注記に従って使い分けてください。

申請者情報

申請者の氏名、住所、連絡先を記載してください。

法人の場合は代表者の氏名もあわせて記載してください。

申請内容について連絡をすることがありますので、連絡先にはメールアドレス及び電話番号を記載してください。

立入管理措置

「補助者の配置」「立入管理区画の設定」「立入禁止区画の設定」のいずれか若しくは複数の体制を実施してください。

POINT

催し場所上空の飛行の場合は、「補助者の配置」及び「立入禁止区画の設定」の両方の体制が必要となります。

飛行の日時

飛行日時を記載してください。
例：許可・承認を受けた日から1年間
令和●年●月●日から令和〇年〇月〇日

POINT

変更申請の場合は、変更元の許可・承認書に記載されている日時までとしてください。

POINT

「無人航空機の飛行に係る許可承認申請は、『飛行開始予定日の少なくとも10開庁日前（土日祝日を除く）』までにご申請をお願いいたします。

なお、飛行開始予定日の10開庁日前までに『不備等がない状態の申請書』の提出が必要です。

様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリーII飛行）

申請事項及び理由

許可や承認を要する事項を選択してください。複数該当する場合は複数チェックしてください。

理由	安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域（空港等名称） <input type="checkbox"/> 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち搜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域 <input type="checkbox"/> 地表又は水面から150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。） <input checked="" type="checkbox"/> 人又は家屋の密集している地域の上空 【飛行禁止空域を飛行させる理由】 飛行の目的のとおり。
飛行の方法 (第132条の86関係)	<input checked="" type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input type="checkbox"/> 人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行 <input type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下 【第132条の86第2項第1号から第6号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】 飛行の目的のとおり。
無人航空機の登録記号又は試験飛行を行う場合の届出番号	登録記号等 JU***** <input checked="" type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項	機体認証書番号 ^{※5} <input type="checkbox"/> 第一種 <input type="checkbox"/> 第二種 型式認証書番号 ^{※5} <input type="checkbox"/> 第一種 <input type="checkbox"/> 第二種 <input checked="" type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認した。 ^{※5} <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	無人航空機を飛行させる者 別添資料3(無人航空機を飛行させる者一覧)のとおり 技能証明書番号 区分 <input type="checkbox"/> 一等 <input type="checkbox"/> 二等 限 定 種類 總重量

飛行理由

飛行理由を記載してください。
例：飛行の目的のとおり。

POINT

以下の申請事項の場合は飛行理由を具体的に記載してください。

・催し場所上空の飛行

イベント名等を含め何を行うものであるのか、具体的に記載願います。

例：○○大会 競技の空撮を行うため

・危険物の輸送

何を輸送するのか具体的に記載願います。

例：農薬散布のため。燃料輸送のため。

・物件投下

何を投下するのか具体的に記載願います。

例：農薬散布のため。水を散布するため。
※農薬散布の場合、「危険物の輸送」及び「物件投下」に該当しますので、両方にチェックをしてください

登録記号等

登録記号（JU-）を記載してください。
複数機の場合は、「様式2のとおり」又は「別添資料〇無人航空機一覧のとおり」とご記載ください。

変更申請

新規又は更新申請の場合は、「別添資料のとおり」にチェックをし、対象となる書類を提出してください。

変更申請であって、かつ、前回提出した書類の内容から変更がない場合は、「変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。」にチェックをしてください。

POINT

変更申請であって、かつ、前回提出した書類の内容から変更がない場合は、対象となる書類は添付不要です。

飛行させる者

飛行させる者の氏名を記載してください。
複数名の場合は、「様式3のとおり」又は「別添資料3無人航空機を飛行させる者一覧のとおり」と記載してください。

様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリーII飛行）

飛行マニュアル

使用するマニュアルにチェックを入れてください。
独自の飛行マニュアルを使用する場合は航空局標準飛行マニュアル及び審査要領4-3-2を参考に作成の上、提出してください。独自の飛行マニュアルを使用する場合には、審査に時間を要します。

POINT

航空局標準マニュアルを使用する場合は、マニュアルの添付は不要です。

POINT

申請書の提出前に最新の航空局標準マニュアルを確認してください。
独自の飛行マニュアルを使用する場合は、最新の航空局標準マニュアルを確認の上、最新版に更新済みかを確認してください。

POINT

空港事務所あての申請の場合（空港等周辺、150m以上の飛行を行う場合）
空港等周辺、150m以上飛行を行う場合、空港設置管理者等、空域を管轄する関係機関との調整を行い、調整結果を記載してください。

各都道府県を管轄する空港事務所は以下をご確認ください。
申請先：

<https://www.mlit.go.jp/common/001110211.pdf>

管轄する空港事務所：
<https://www.mlit.go.jp/common/001515201.pdf>

明 事 項	飛行の 方法						
■別添資料のとおり。							
<input type="checkbox"/> 申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した ^{※8} 。							
<input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。							
無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項							
■航空局標準マニュアルを使用する。							
<input type="checkbox"/> リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアル（別添）を使用する。							
<input type="checkbox"/> 上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する。							
<input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。							
【変更又は更新申請に関する現に有効な許可等の情報】							
<input type="checkbox"/> 許可承認番号：○空運航第〇〇号							
<input type="checkbox"/> 許可承認日：令和〇年〇月〇日							
※許可承認書の写しを添付すること。							
【第三者賠償責任保険への加入状況及び賠償能力の有無】							
■加入している（■対人 ■対物）							
<input type="checkbox"/> 保険会社名：○○保険株式会社							
<input type="checkbox"/> 商品名：ドローン（ラジコン）保険							
<input type="checkbox"/> 補償金額：（対人）1億円（対物）1億円							
<input type="checkbox"/> 加入していない							
→ 賠償能力 <input type="checkbox"/> 有 内容（ ）							
<input type="checkbox"/> 無							
【空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関との調整結果（航空法第132条の85第1項第1号に掲げる空域における飛行に限る。）】							
<input type="checkbox"/> 空港設置管理者等							
調整機関名：							
調整結果：							
<input type="checkbox"/> 空域を管轄する関係機関							
調整機関名：							
調整結果：							
その他参考となる事項							

許可等の情報

変更申請又は更新申請に限り、こちらへ現に有効な情報をご記載し、写しを添付してください。
新規申請の場合は、過去に得ていた許可書承認番号等の記載及び写しの添付は不要です。

保険・賠償能力

令和7年10月1日から、総重量25kg以上の無人航空機を飛行させる場合は、第三者賠償責任保険の加入が必要です。
申請前に加入をお願いいたします。

様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリーII飛行）

主催者との調整結果

催し場所上空における飛行では、申請前に主催者等との調整が必須です。
調整結果を記載してください。

更新申請とは

更新申請は「期間の満了日の40開庁日前から10開庁日前」までに申請する必要があります。

POINT

更新申請では、飛行の日時以外の修正はできません。

変更申請とは

変更申請とは、既に受けている許可又は承認の期間内に※2の内容の一部を変更し飛行を継続する申請となります。

POINT

保険の契約のみの変更又は追加の場合は変更申請の必要はありません。

※加入保険が変更になった場合でも、現在発行されている許可承認書は有効です。

POINT

以下の内容が含まれる場合は、更新申請・変更申請では申請できません。

新規申請で申請をしてください。

(よくある間違い例)

- ×：代表者名が変更されている場合
- ×：申請者氏名の変更
- ×：許可承認事項の追加、変更、削除
- ×：飛行の目的の追加、変更、削除

	<p>【催しの主催者等との調整結果（催し場所上空の飛行に関する。）】</p> <p>催し名称：〇〇〇大会 主催者等名：〇〇〇組織委員会 担当者〇〇氏 調整結果：主催者等と飛行にあたっての安全を確保するために必要な体制について調整済み。</p>
備 考	<p>【緊急連絡先】</p> <p>担当者：航空 太郎 電話番号：090-*****-****</p>

- ※1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。
- ※2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の登録記号又は試験飛行を行う場合の届出番号」、「無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。
- ※3 次の飛行を行う場合は、飛行の日時を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の日時が特定できない場合には、期間及び時間帯を記載すること。
 - ・人又は家屋の密集している地域の上空で夜間における目視外飛行
 - ・催し場所の上空における飛行
- ※4 次の飛行を行う場合は、飛行の経路を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の経路を特定できない場合には、飛行が想定される範囲を記載すること。
 - ・航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行
 - ・国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関等の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域における飛行
 - ・地表又は水面から150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。）における飛行
 - ・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
 - ・夜間ににおける目視外飛行

備考（具体的な日時の記入）

飛行の日時を特定する必要がある特定飛行をする場合は、詳細な期間及び時間帯を記載してください。
例1：各日 17時～21時
例2：〇日 18時～20時
(予備日：〇日18時～20時)

POINT

飛行の日時を特定する必要がある場合

- ・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行における目視外飛行
- ・催し場所の上空における飛行

緊急連絡先

緊急時につながる氏名及び電話番号（携帯電話番号）を記載してください。

POINT

緊急連絡先には、事故発生時などの緊急時に操縦者と連絡がとれる『携帯電話』の番号を記載してください。

POINT

経路特定の場合、飛行させる場所を正確に省略せずに記載してください。

(都道府県名、市/区/郡/町/村名、字名(大字/字)、地番(番地)まで)

(よくある間違い例)

- ×：施設名を記載
〇〇県●●市△△町▲番□号〇〇公園
- ×：～「付近」を記載
〇〇県●●市△△町▲番□号付近
- ×：住所の記載ではない
～河川沿い

※施設名称や「付近」、周辺等の記載は削除してください。

様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書（カテゴリーⅡ飛行）

- ・補助者を配置しない目視外飛行
- ・催し場所の上空の飛行
- ・趣味目的での飛行
- ・研究開発目的での飛行

※5 機体認証書番号及び型式認証書番号の項目については、これらを有している場合にのみ記載する。その場合において（様式2）の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認すること。

※6 無人航空機操縦者技能証明の項目については、有している場合にのみ記載する。その場合において（様式3）の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認すること。なお、総重量は最大離陸重量とする。

様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

POINT

様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書は、各機体ごとに作成してください。

登録記号等

登録記号（JU-）を記載してください。
試験飛行届出機体の場合は届出番号（JUT-）を記載してください。
同一機体の場合は、一つの様式2に登録記号を纏めて記載するか、別途機体一覧を作成していただき、「別添資料〇（無人航空機一覧）」のとおりと記載しても構いません。

POINT

申請前にご使用になられる機体の登録記号並びにその有効期間について必ずご確認ください。

(様式2)

無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

登録記号等	JU*****	製造者名	○○株式会社	型式又は名称	JCAB-Mujin-type pro
総重量 ^{※1}	4.0kg				
	<input type="checkbox"/> 第一種			<input type="checkbox"/> 第一種	
	<input type="checkbox"/> 第二種			<input type="checkbox"/> 第二種	
機体認証書番号	□申請する飛行の内容が、 使用条件等指定書の範囲内 であることを確認した。	型式認証書番号	□申請する飛行の内容が、 無人航空機飛行規程の範囲内 であることを確認した。		

2. 次の内容を確認すること。^{※2}ただし、個別の機体認証無人航空機において使用条件等指定書の範囲内であることを確認した場合又は型式認証無人航空機において無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認した場合には、記載を省略することができる。

	確認事項	確認結果
一般	锐利な突起物のない構造であること（構造上、必要なものを除く。）。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適
離陸操作の機体 ^{※3}	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適 / <input type="checkbox"/> 該当せず
自動操縦の機体 ^{※4}	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたまること。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	<input checked="" type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適 / <input type="checkbox"/> 該当せず
	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適 / <input checked="" type="checkbox"/> 該当せず
自動操縦システムによる飛行 ^{※5}	自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適 / <input checked="" type="checkbox"/> 該当せず
	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかるわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input type="checkbox"/> 不適 / <input checked="" type="checkbox"/> 該当せず

確認結果

自動操縦ができない場合の例です。

製造者名等

製造者名、型式又は名称、総重量を記載してください。

POINT

機体認証機又は型式認証機の場合は、機体認証書番号又は型式認証書番号を記載してください。

確認結果

機能及び性能に関する各項目について確認結果を各項目について、確認結果をチェック【■】してください。

POINT

無人航空機の運用限界（最高速度、最高到達高度、電波到達距離、飛行可能風速、最大搭載可能重量及び最大使用可能時間等）及び無人航空機を飛行させる方法（点検・整備の方法を含む。）が記載された取扱説明書等を確認の上、記載してください

様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

- ※1 申請を行う飛行形態の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、最大離陸重量を記載すること。
- ※2 2. の項を記載する場合には、無人航空機の運用限界（最高速度、最高到達高度、電波到達距離、飛行可能風速、最大搭載可能重量及び最大使用可能時間等）及び無人航空機を飛行させる方法（点検・整備の方法を含む。）が記載された取扱説明書等を確認したうえで記載すること。
- ※3 遠隔操作とは、プロボ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「該当せず」を選択すること。
- ※4 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

POINT

様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書は、飛行させる者全員分を作成してください。

飛行させる者

飛行させる者の氏名を記載してください。
「適/否」の確認結果が同一の者は一つの様式3に氏名を纏めて記載するか、「別添資料3（無人航空機を飛行させる者一覧）」のとおりと記載しても構いません。確認結果が異なる者については様式3を飛行させる者毎に作成してください。

(様式3)

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者		別添資料3（無人航空機を飛行させる者一覧）のとおり					
無人航空機 操縦者 技能証明 限定事項	技能証明書番号						
	区分	□一等		□二等			
	種類						
	総重量 ^{※1}						
飛行の方法							

□申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した。

		確認事項	確認結果
飛行経験	知 識	無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経験を有すること。 ^{※2}	■適 / □否
		航空法関係法令に関する知識を有すること。 安全飛行に関する知識を有すること。 ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法） ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等） ・取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 ・飛行形態に応じた追加基準	■適 / □否
遠隔操作の機体 ^{※3}	一般	飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 ・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等） ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信系統及び推進系統の作動確認	■適 / □否
	能力	GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。 GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 ・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ・ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼機） ・前後移動 ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） ・下降	■適 / □否
	自動操縦の機体 ^{※4}	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。 飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	□適 / □否

※1 総重量は最大離陸重量とする。

※2 飛行経験を証明する参考資料として、飛行日誌（飛行記録）の写しを添付することができる。

確認結果

飛行経歴、知識、能力への確認事項について確認結果をチェック【■】してください。確認の結果、「否」を選択した場合は代替的安全対策を記載してください。
※「適」を選択した場合は代替的安全対策の記載は不要です。

POINT

遠隔操作の確認結果は、遠隔操作を行う場合のみ記載して下さい。
自動操縦の確認結果は自動操縦を行う場合のみ記載して下さい。

確認結果

自動操縦を行わない場合の例です。

様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

※3 遠隔操作とは、プロボ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「遠隔操作の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

※4 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「自動操縦の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

上記の確認において、基準に適合していない項目がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

項目	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明

記載内容が多いときは、別紙として添付すること。

代替的安全対策

基準に適合していない項目がある場合（確認結果に「否」がある場合）のみ記載してください。

POINT

代替的な安全対策については、下記内容を確認の上、記載してください。

【飛行経験が10時間に満たなくとも認められた無人航空機の飛行の許可・承認の例】001267273.pdf

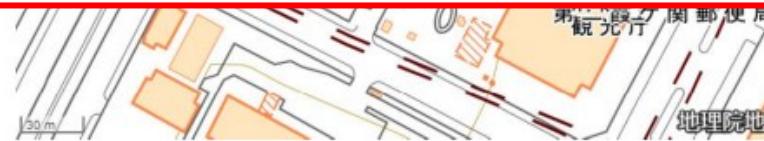
別添資料1

飛行の経路（催し場所上空以外）

※飛行経路や立入管理措置を確認します。
飛行の経路や立入管理措置の図に、コメントが重ならないように作成してください。



詳細は飛行の経路の作成例をご確認ください。

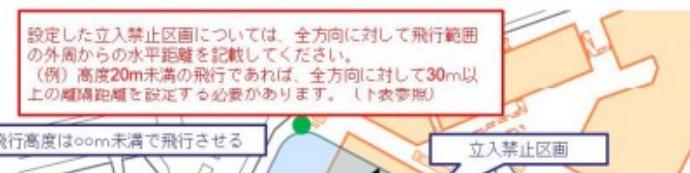


別添資料1

飛行の経路（催し場所上空）

※飛行経路や立入管理措置を確認します。
飛行の経路や立入管理措置の図に、コメントが重ならないように作成してください。

催し場所上空の飛行の場合には、「飛行範囲」「立入禁止区画」「水平距離」「観客の位置」「補助者の位置」「飛行高度」を図の説明を交えて図示して下さい。
※使用する地図の縮尺（スケールバー）がわかるように表示させて下さい。



詳細は飛行の経路の作成例をご確認ください。



(国土地理院の地図をもとに作成)

※立入禁止区画の設定基準

飛行の高度	立入禁止区画
20m 未満	飛行範囲の外周から <u>30m</u> 以内の範囲
20m 以上 50m 未満	飛行範囲の外周から <u>40m</u> 以内の範囲
50m 以上 100m 未満	飛行範囲の外周から <u>60m</u> 以内の範囲
100 以上 150m 未満	飛行範囲の外周から <u>70m</u> 以内の範囲

《経路図の記載例》飛行経路図の図示のポイント



図示する内容	図示のポイント	記載例	通常	催し上空	レベル3
飛行範囲	・飛行範囲には文字や記号が重なることがないように図示 ・飛行範囲が見切れることがないように図示 ・飛行範囲には離着陸地点も含むこと	«通常» + 経路図記載例①を参照	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
立入管理措置※1	補助者の配置※2	無人航空機の離着陸場所、飛行経路周辺の地上や空域の安全確認、関係者以外の立入りを制限できる位置に図示	«高度毎の場合» + 経路図記載例②を参照 «係留装置の場合» + 経路図記載例③を参照	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	立入管理区画の設定				
	立入禁止区画の設定	立入禁止区画の設定基準を参考の上、範囲を図示※4	«高度毎の場合» + 経路図記載例②を参照 «係留装置の場合» + 経路図記載例③を参照	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
立入禁止区画の距離 (飛行高度に応じた飛行範囲からの水平距離)	・飛行範囲からの水平距離を図示 ・正確な縮尺であること (スケールバーとの整合性が合致していること)				※5
地図の縮尺 (スケールバー)	立入禁止区画の外周(水平距離)とスケールバーの縮尺が正確であること ※自作(独自)やフリーハンドのスケールバーは不可	使用する地図(国土地理院地図等)のスケールバー	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
飛行高度の記載	・様式1に記載する飛行高度と合致していること ・係留装置を使用する場合、係留ロープの長さ(飛行高度)を記載	・飛行高度は○○m未満 ・係留ロープの長さ(飛行高度) : ○○m	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
観客の位置※3	・観客の位置を図示 ・観客がない場合はその旨、記載すること	+ 経路図記載例②を参照	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

※1：催し場所上空の飛行の場合は、「補助者の配置」、「立入禁止区画の設定」の両方の体制が必要となります。

※2：補助者の配置：「無人航空機に係る規制の運用における解釈について(7. 補助者の役割等に関すること)」を参照

※3：観客など「第三者上空」について：「無人航空機に係る規制の運用における解釈について(6. 第三者に関すること)」を参照

※4：製造メーカー又は独自での落下距離計算による設定基準を使用する場合は、その旨を記載してください。

※5：レベル3(補助者を配置しない目視外飛行)の場合は、+[こちら](#)を参照

別添資料 最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

POINT

最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書は、総重量が 25kg 以上の無人航空機が申請に含まれる場合に作成してください。

別添資料①

最大離陸重量 25kg 以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

無人航空機の登録記号 : JU*****

基 準	確認結果
(1) 実施しようとする飛行において想定される気象条件の他の運用条件を設定し、当該条件下において、安定した離陸、着陸及び飛行ができること。	■適 / 口否
(2) 機体と操縦装置との間の通信は、他の機器に悪影響を与えないこと	■適 / 口否
(3) 発動機、モーター又はプロペラ（ローター）が故障した後、これらの破損した部品が飛散する恐れが出来る限り少ない構造であること。	■適 / 口否
(4) 事故発生時にその原因調査をするための飛行諸元を記録できる機能を有すること。	■適 / 口否
(5) 次表の想定される不具合モードに対し適切なフェールセーフ機能を有している。	■適 / 口否

確認結果

25kg 以上の機体の適合性は、すべての要件が「適」であることを確認の上、申請してください。

想定される不具合モード		
通信系統		<ul style="list-style-type: none">・電波状況の悪化による通信不通・操縦装置の故障・他の操縦装置との混信・送受信機の故障
推進系統	発動機の場合	<ul style="list-style-type: none">・発動機の出力の低下又は停止・不時回転数上昇
	電動の場合	<ul style="list-style-type: none">・モーターの回転数の減少又は停止・モーターの回転数上昇
電源系統		<ul style="list-style-type: none">・機体の主電源消失・操縦装置の主電源消失
自動制御系統		<ul style="list-style-type: none">・制御計算機の故障

別添資料 無人航空機の追加基準への適合性

POINT

無人航空機の追加基準への適合性は、申請する項目のみ記載してください。
※申請事項に含まれない項目は削除してください。

登録記号

飛行させる機体の登録記号を記載してください。
飛行させる機体全機分を作成する必要がありますが、「適/否」の確認結果が同一の場合は「別添資料○（無人航空機一覧）のとおり」と記載しても構いません。

1号告示空域

空港等周辺での飛行を行う場合に記載してください。

150m以上

150m以上での飛行を行う場合に記載してください。

無人航空機の追加基準への適合性

別添資料2

無人航空機の登録記号 : JU*****

○ 1号告示空域

基 準	確認結果
航空機からの視認ができるだけ容易にするため、灯火を装備している。又は飛行時に機体を認識しやすい塗色を行っている。	■適 / □否 代替的安全対策
(進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域であって、人口集中地区の上空に該当する場合)	
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有している。	■適 / □否 代替的安全対策

○进入表面等の上空の空域を飛行

○150m以上の高さの空域を飛行

基 準	確認結果
航空機からの視認ができるだけ容易にするため、灯火を装備している。	■適 / □否 代替的安全対策

確認結果

基準への適合性の確認結果を適/否で記載してください。
確認の結果、「否」を選択した場合は代替的安全対策を記載してください。

POINT

「適」を選択した場合は代替的安全対策の記載は不要です。

別添資料 無人航空機の追加基準への適合性

POINT

無人航空機の追加基準への適合性は、申請する項目のみ記載してください。
※申請事項に含まれない項目は削除してください。

DID・30m

人又は家屋の密集している地域の上空(DID)の飛行、人及び物件との距離30mを確保できない飛行を行う場合に記載してください。

夜間飛行

夜間飛行を行う場合に記載してください。

目視外飛行

目視外飛行を行う場合に記載してください。

- 人又は家屋の密集している地域の上空を飛行（第三者上空の飛行以外）
- 人及び物件との距離30mを確保できない飛行（第三者上空の飛行以外）

基 準	確認結果
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有すること。	□適 / ■否
	代替的安全対策 ※プロペラガード等は装備できない場合の例 プロペラガード等を装備していないが、飛行の際は飛行経路全体を見渡せる位置に補助者を配置し、第三者が飛行範囲内に立ち入らないよう注意喚起を行う。

○夜間飛行

基 準	確認結果
無人航空機の姿勢及び方向が正確に視認できるよう灯火を有している。又は、無人航空機の飛行範囲が照明等で十分照らされている。	■適 / □否
	代替的安全対策

○目視外飛行

基 準	確認結果
自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できる。	■適 / ■否
	代替的安全対策 ※自動操縦システムを装備していない場合の例 ・機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できる。 ・自動操縦システムは装備していないが、補助者や常に飛行状況や周囲の状況を監視し、操縦者に必要な助言を行うことで安全を確保する。
地上において、無人航空機の位置及び異常の有無を把握できる（不具合発生時に不時着した場合を含む。）。	■適 / □否
不具合発生時に危機回避機能（フェールセーフ機能）が正常に作動する。	■適 / □否
	代替的安全対策

確認結果

基準への適合性の確認結果を適/否で記載してください。
確認の結果、「否」を選択した場合は代替的安全対策を記載してください。

POINT

「適」を選択した場合は代替的安全対策の記載は不要です。

別添資料 無人航空機の追加基準への適合性

POINT

無人航空機の追加基準への適合性は、申請する項目のみ記載してください。
※申請事項に含まれない項目は削除してください。

催し場所上空

催し場所上空での飛行を行う場合に記載してください。

○催し場所上空での飛行（第三者上空の飛行以外）

基 準	確認結果
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能を有すること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input checked="" type="checkbox"/> 否 代替的安全対策
※プロペラガード等を装備できない場合の例	
・プロペラガード等は装備できないが、機体の飛行範囲を制限するための保留装置を装着しており、当該範囲を立ち入り禁止区画として設定しているため、第三者及び物件に接触することはない。	
・プロペラガード等は装備できないが、第三者に対する危害を防止するためのネットを設置しており、第三者及び物件に接触することはない。	
想定される運用により、10回以上の離陸及び着陸を含む3時間以上の飛行実績を有すること。	<input type="checkbox"/> 適 / <input checked="" type="checkbox"/> 否 代替的安全対策
※機体の十分な飛行実績を有していない場合の例	
・機体の十分な飛行実績を有していないが、機体の飛行範囲を制限するための保留装置を装着しており、当該範囲を立ち入り禁止区画として設定しているため、第三者及び物件に接触することはなく、安全上の問題はない。	
・機体の十分な飛行実績を有していないが、第三者に対する危害を防止するためのネットを設置しており、第三者及び物件に接触することはなく、安全上の問題はない。	

確認結果

基準への適合性の確認結果を適/否で記載してください。
確認の結果、「否」を選択した場合は代替的安全対策を記載してください。

POINT

「適」を選択した場合は代替的安全対策の記載は不要です。

別添資料 無人航空機の追加基準への適合性

POINT

無人航空機の追加基準への適合性は、申請する項目のみ記載してください。
※申請事項に含まれない項目は削除してください。

危険物の輸送

危険物の輸送（農薬散布等）を行う場合に記載してください。

物件の投下

物件の投下（農薬散布・水等）を行う場合に記載してください。

POINT

農薬散布の場合、「危険物の輸送」及び「物件投下」に該当しますので、両方の記載をしてください。

○危険物の輸送

基 準	確認結果
危険物の輸送に適した装備が備えられている。	■適 / □否
	代替的安全対策

○物件の投下

基 準	確認結果
不用意に物件を投下する機構でない。	■適 / □否
	代替的安全対策

確認結果

基準への適合性の確認結果を適/否で記載してください。
確認の結果、「否」を選択した場合は代替的安全対策を記載してください。

POINT

「適」を選択した場合は代替的安全対策の記載は不要です。

別添資料 無人航空機を飛行させる者一覧

別添資料3

無人航空機を飛行させる者一覧

No.	氏名	住所
1	航空 太郎	○○県○○市○○○1-2-3
2	航空 一郎	○○県○○市○○○1-2-3
3	航空 二郎	○○県○○郡○○町○1-2-3

操縦者住所

住所は省略せずにご記載ください。
住所が同一の場合は、2人目以降「同上」としていただいても構いません。

POINT

飛行させる者全員の氏名・住所を省略せず記載してください。

別添資料 無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性

POINT

無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性は、**夜間飛行**、**目視外飛行**、**物件投下**の申請を行う場合は、審査要領に定める基準に適合しているか確認の上、確認結果を記載してください。

※許可や承認を求める事項に応じて、必要な部分を抽出して（不要な部分は削除して）資料を作成してください。

飛行させる者

飛行させる者の氏名を記載して下さい。
本資料は、飛行させる者全員分を作成する必要がありますが、「適/否」の確認結果が同一の場合は「別添資料〇（無人航空機を飛行させる者一覧）のとおり」と記載しても構いません。

「適/否」の確認結果が異なる者については飛行させる者ごとに作成してください

別添資料〇

無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性

以下のとおり、飛行させる者は飛行経験を有しており飛行マニュアルに基づいた飛行訓練を実施している。

飛行させる者：別添資料3（無人航空機を飛行させる者一覧）のとおり

○夜間飛行

基準	確認結果
夜間、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行させることができる。	■適 / □否

○目視外飛行

基準	確認結果
モニターを見ながら、遠隔操作により、意図した飛行経路を維持しながら無人航空機を飛行されるが能够こと及び飛行経路周辺において無人航空機を安全に着陸させることができる。	■適 / □否

○物件の投下

基準	確認結果
5回以上の物件投下の実績を有し、物件投下の前後で安定した機体の姿勢制御ができる。	■適 / □否

なお、許可等を求める飛行形態（夜間飛行、目視外飛行、物件の投下）について、過去の飛行実績及び訓練実績のない飛行形態がある場合には、下記の表に代替的安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

飛行形態	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明
□夜間飛行	□訓練のための申請であり、無人航空機を飛行させる者又はその関係者の管理下にあって第三者が立ち入らないよう措置された場所において行うものである。
□目視外飛行	□業務のための申請であるが、飛行マニュアルに基づいた訓練を屋内又は訓練のために許可等を受けた場所にて実施した後に業務のための飛行を行う。
□物件の投下	□その他 ※具体的な代替的な安全対策を記載すること ()

確認結果

確認結果をチェック【■】してください。
※申請事項に含まれない項目は削除してください。

代替的安全対策

確認結果が「否」の場合は、代替的安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことを説明が必要です。
また、該当する項目にチェック【■】してください。

別添資料 飛行マニュアル

POINT

飛行マニュアルは、「航空局標準マニュアルを使用する」と申請書様式1の「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」に明記された場合は提出不要です。

なお、独自の飛行マニュアルを使用する場合には、最新の航空局標準飛行マニュアル及び審査要領4-3-2を参考の上、提出してください。

※独自の飛行マニュアルを使用する場合には、審査に時間を要します。

POINT

申請書の提出前に最新の航空局標準マニュアルを確認してください。

独自の飛行マニュアルを使用する場合は、最新の航空局標準マニュアルを確認の上、最新版に更新済みかを確認してください。

別添資料〇

飛行マニュアル

※航空局標準飛行マニュアルを参照の上、飛行マニュアルを作成してください。

POINT

申請の際、標準マニュアル01と標準マニュアル02を併用して申請は行えません。

POINT

飛行の経路を特定する必要がある場合

- ・空港等周辺における飛行
- ・地表または水面から150m以上の高さの空域における飛行
- ・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
- ・夜間における目視外飛行
- ・補助者を配置しない目視外飛行
- ・趣味目的での飛行
- ・研究開発目的での飛行

航空局標準マニュアルは以下からご確認ください。

- ・ 航空局標準マニュアル01：飛行経路を特定した申請の飛行全般
- ・ 航空局標準マニュアル02：飛行経路を特定しない申請の飛行全般

特定の飛行目的に限り使用可能なマニュアルもございます。

- ・ 航空局標準マニュアル（空中散布）：空中からの農薬、肥料、種子又は融雪剤等の散布（空中散布）を目的とした飛行
- ・ 航空局標準マニュアル（研究開発）：機体及び操縦装置の研究開発のための試験を目的とした飛行
- ・ 航空局標準マニュアル01（インフラ点検）：飛行経路を特定したインフラ・プラント点検を目的とした飛行
- ・ 航空局標準マニュアル02（インフラ点検）：飛行経路を特定しないインフラ・プラント点検を目的とした飛行